

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	令和8年度 市有建築物保全業務その2
発注課	建築保全課
選定事業者	一般財団法人 札幌市住宅管理公社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は、市有建築物（学校、市営住宅を除く）の計画的な保全を行うため、調査、設計、工事発注、契約、工事監理、検査までの一連の事務を含んでおり、特に工事発注については、本来、市が発注すべき公共工事の性格を持っていることから、本業務の委託先の選定に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年号外法律第18号）第21条第1項に基づき、次の3点が基本的な要件となる。</p> <p>① 発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有していること ② 法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていること ③ 発注関係事務を公正に行うことができること</p> <p>さらに、上記①から③を担保するため、次の2点が重要である。</p> <p>④市のチェック・コントロールが効くこと ⑤事業の継続性が図られること</p> <p>民間事業者は、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号。以下「官製談合防止法」という。）が適用されないことから、①から③の要件に対する抑止力・牽制機能が不十分である。また、④、⑤の要件についても、市が関与・判断するためには、市においても新たな組織体制の整備が必要となるため合理的でない。</p> <p>一方で公社は、本市が資本金の50%を出資していることから、官製談合防止法第2条第2項第1号の特定法人として同法の適用を受けるとともに、地方自治法第199条第7項による監査の対象にもなることから、全ての要件を満たす。</p> <p>さらに本市から受託する類似業務（学校保全）を通じて得られた経験やノウハウの蓄積も十分にあることから、円滑な業務遂行が可能な唯一の団体であると判断できる。</p> <p>以上の理由から、上記団体に特命する。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号